

○北開局工管第26号

北海道開発局入札監視委員会の運営について（平成13年4月1日北開局工管第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月8日

北海道開発局長 坂 場 武 彦

北海道開発局入札監視委員会の運営について

北海道開発局入札監視委員会規則（別紙1。以下「委員会規則」という。）に基づき設置した入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営について、次のように定める。

第1 委員会の構成等

1 委員として選任できない者

特定の建設会社等と密接な関係のある者及び北海道開発局職員であった者は委嘱してはならない。

また、任期中に特定の建設会社等と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員の改任を行うこと。

2 委員の公表

委員会は、年度当初の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行うこと。また、年度途中で委員が交代した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行うこと。

3 委員会規則の公表

北海道開発局長は、委員会規則を公表すること。

4 会議の定足数及び議決

- (1) 会議は、委員会の委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- (2) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- (3) 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合には、前2号の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

第2 定例会議

1 定例会議への報告等

次に掲げる資料（予定価格が400万円を超えない工事、予定価格が200万円を超えない建設コンサルタント業務等及び役務の提供等並びに予定価格が400万円を超えない物品の製造、予定価格が300万円を超えない財産の買入及び予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件の借入（以下「物品の製造等」という。）並びに国の行為を秘密にする必要があるものに係るものを除く。）を提出して行う。

- (1) 原則として、会議開催の前々月以前6か月間及びそれ以前の必要と認められる期間における、本局発注に係る次に掲げる資料

- ア 工事の一覧表（委員会規則別記様式1及び2-1）
- イ 建設コンサルタント業務等の一覧表（委員会規則別記様式1及び2-2）
- ウ 役務の提供等及び物品の製造等の一覧表（委員会規則別記様式1及び2-3）

(2) 原則として、会議開催の前々月以前6か月間及びそれ以前の必要と認められる期間における、北海道開発局において発生した事案に関する、次に掲げる資料

- ア 指名停止等の運用状況一覧表（委員会規則別記様式3）
- イ 談合情報等の対応状況資料

(3) 原則として、会議開催の前々月以前6か月間及びそれ以前の必要と認められる期間における本局が発注した工事に係る次に掲げる資料（次のアからオまでのいずれか又は複数を選択）

- ア 再度入札における一位不調状況（再度入札が行われた場合において、1回目の入札の最低価格入札者が、2回目以降の入札においても最低価格入札者となる状況をいう。委員会規則別記様式4）
- イ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況（委員会規則別記様式5）
- ウ 一者応札の発生状況（委員会規則別記様式6）
- エ 不調・不落の発生状況（委員会規則別記様式7）
- オ 高落札率の発生状況（委員会規則別記様式8）

(4) 原則として、会議開催の前々月以前6か月間に係る前号アからオまでの資料の基礎となる情報を記載した資料

(5) その他報告を要する資料

2 審議の対象となる事案の抽出

- (1) 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、工事については、1(1)アの工事の一覧表の中から、入札及び契約方式別に、工事以外については、1(1)イ及びウの一覧表の中から委員により事前に無作為の方法で行う。
- (2) 1(3)の資料のうち、報告する事項並びに当該報告に係る工事区分及び等級区分等の抽出は、1(4)の資料の中から委員による事前の指示に基づき行う。
- (3) (1)及び(2)の抽出方法については、委員会であらかじめ定める。
- (4) 随意契約の適正化の観点からの審議の対象となる事案の抽出は、1(1)イ及びウの一覧表の中から、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式、随意契約方式に係るものから、委員により無作為の方法で行う。
- (5) 抽出事案に係る説明は、事務手続の効率化の観点から添付資料等は必要最小限のものとし、委員会の効率的運営を図るため説明は簡潔に行うこと。

3 審議方法等

定例会議における審議方法及び特定事項（委員会規則第2条第4号において委員会が必要と認めた事項をいう。）については、あらかじめ委員会において定める。

第3 再苦情の処理

再苦情の処理に当たっては、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（令和7年3月28日付け北開局工管第18号）に定めるもののほか以下のとおり行うこと。

1 再苦情の申立て

(1) 再苦情の申立てができる旨の教示

開発監理部長及び営繕部長（以下「開発監理部長等」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。この場合、再苦情の申立ては、アからカまでについては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、キについては、北海道開発局指名停止等に係る苦情処理手続要領（平成18年4月1日北開局工管第5－1号。以下「指名停止苦情処理要領」という。）第9条第2項の申立期間内に、北海道開発局長に対して、書面（以下「再苦情申立書」という。委員会規則別記様式9）により行わなければならない旨を明示する。

ア 一般競争入札方式（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける工事を除く。）

競争参加資格の確認申請を行った者のうち、開発監理部長等により競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、その理由について不服がある者

イ 工事希望型競争入札方式

(ア) 技術資料を提出した者のうち、開発監理部長等による非指名理由の通知を受理した者で、その非指名理由に対して不服がある者

(イ) 同一の工事区分に登録がある有資格業者のうち、その入札に関する技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者

ウ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者

エ 標準プロポーザル方式

(ア) 技術提案書を提出した者のうち、開発監理部長等による非特定理由の通知を受理した者で、その非特定理由に対して不服がある者

(イ) 同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち、その発注に関する技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者

オ 通常指名競争入札方式

同一の工事区分又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、その入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者

カ 随意契約方式

同一の工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）、又は同一の業種区分に登録がある有資格業者で、その契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

キ 指名停止措置

指名停止苦情処理要領第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下に不服がある者

(2) 再苦情の申立ての却下

北海道開発局長が申立ての却下の決定を行った場合は、次の会議において報告する。

2 再苦情の処理

(1) 再苦情処理会議及び意見書の公表

委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日（休日を含む。）以内に北海道開発局長に報告を行うこと。このため定例会議の日程も斟酌した上で、迅速な審議が行われるよう留意すること。

この再苦情処理会議においては、申立者及び開発監理部長等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議が行われるものとする。

委員会は、意見書の公表を行う。

(2) 再苦情に対する回答とその公表

北海道開発局長は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その日から7日以内（休日を含まない。）を目途に、申立者に対してその結果を回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、委員会の意見を尊重し、その旨及びこれに伴い北海道開発局長又は開発監理部長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

また、北海道開発局長は、審議の結果の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書とともに公表を行う。

(3) 入札手続の執行

再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

また、申立者から入札手続の執行の停止の申出があったときは、北海道開発局長は、執行の停止について、委員会の意見を聞いた上でその措置内容を決定する。

第4 議事概要の作成及び公表

会議に係る議事概要については、速やかに作成し公表する。

また、公表資料には、審議に付した抽出事案の入札方式及び委員会規則別記様式2-1、2-2又は2-3の記載事項であって、その事案に係るものを含めること。

附 則

この通達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成15年1月7日から施行する。

附 則

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成17年10月5日から施行する。

附 則

この通達は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成20年3月6日から施行する。

附 則

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この通達は、令和6年2月8日から施行する。

附 則

この通達は、令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、令和6年度に契約を締結したものについて、第21の定例会議への報告等を行う場合については、なお従前の例による。